高知市地域公共交通網形成計画 事業計画 新旧対照表(令和3年3月31日変更)

新

 \Box

< 1ページ>

序章 はじめに

1. 計画策定・変更の背景

公共交通は、自家用車など移動手段を持たない高齢者や児童・生徒などに とって、生活に欠くことのできない交通手段であるため、今後も維持・確保 していく必要があります。

しかしながら、自動車への依存により都市が拡大し、さらにその後に人口減少や少子高齢化などの要素も加わったことで、公共交通の利用者は年々減少しており、路線バスなどの交通事業者は非常に厳しい状況に陥っています。このような背景の下、地方公共団体が先頭に立って、地域の交通サービス全体を対象とした総合的なネットワーク計画(地域公共交通網形成計画)を策定することを理念とした地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が平成26年に改正されました。

また、高知県中央地域では、高知県及び関係12市町村による出資の下、窮境にあった公共交通事業者3社の経営統合により、平成26年10月に「とさでん交通株式会社」が新たにスタートし、現在、効率性や利便性の視点からバス路線の再編等に取り組んでいます。

このような背景から、本市が平成23年に策定し、平成27年度末で計画期間が終了する「高知市地域公共交通総合連携計画」を、より効率的で持続性のあるものに修正・強化する形で、

平成28年6月に「高知市地域公共交通網形成計画」を策

定し,持続可能な公共交通体系の構築に向けた課題解決に取り組んでいます。

< 1ページ>

序章 はじめに

1. 計画策定 の背景

公共交通は、自家用車など移動手段を持たない高齢者や児童・生徒などに とって、生活に欠くことのできない交通手段であるため、今後も維持・確保 していく必要があります。

しかしながら、自動車への依存により都市が拡大し、さらにその後に人口 減少や少子高齢化などの要素も加わったことで、公共交通の利用者は年々減 少しており、路線バスなどの交通事業者は非常に厳しい状況に陥っています。

このような背景の下、地方公共団体が先頭に立って、地域の交通サービス全体を対象とした総合的なネットワーク計画(地域公共交通網形成計画)を策定することを理念とした地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が平成26年に改正されました。

また、高知県中央地域では、高知県及び関係 12 市町村による出資の下、窮境にあった公共交通事業者 3 社の経営統合により、平成 26 年 10 月に「とさでん交通株式会社」が新たにスタートし、現在、効率性や利便性の視点からバス路線の再編等に取り組んでいます。

このような背景から、本市が平成23年に策定し、平成27年度末で計画期間が終了する「高知市地域公共交通総合連携計画」を、より効率的で持続性のあるものに修正・強化する形で、新たに「高知市地域公共交通網形成計画」を策定することにより、持続可能な公共交通体系の構築に向けた課題解決に取り組むものです。

計画の期間は令和2年度末までの5年間とし、令和3年4月以降における 計画策定を予定していましたが、令和2年3月頃から全国に感染が拡大した 新型コロナウイルスの影響の長期化や、同年11月に地域公共交通の活性化及 び再生に関する法律の改正が施行されたことなど、公共交通を取り巻く環境 の変化がありました。

今後、これまでの課題に加えて、これらの変化にも対応していくためには、 社会変化を見据えた交通体系の議論が必要であることから、現行の当計画を 達成状況に応じて内容修正したうえで、計画期間を1年間延長し、令和3年 度中に法改正に対応した次期計画として「高知市地域公共交通計画」を策定 することとします。

2. 計画策定にあたっての考え方

【本文変更なし】

< 2ページ>

3. 計画の位置付け

地域公共交通網形成計画は、まちづくりと連携した総合的な公共交通ネッ 知市地域公共交通総合連携計画を修正・強化する形としながら、上位計画や 関連法令に則り、また、各種のまちづくり計画等と整合性を持たせながら修 正・強化する視点で調整するものとします。

2. 計画策定にあたっての考え方

【本文変更なし】

< 2ページ>

3. 計画の位置付け

地域公共交通網形成計画は、まちづくりと連携した総合的な公共交通ネッ トワークを再構築するための計画であり、その策定にあたっては、・・・・高ートワークを再構築するための計画であり、その策定にあたっては、現在の高 知市地域公共交通総合連携計画を修正・強化する形としながら、上位計画や 関連法令に則り、また、各種のまちづくり計画等と整合性を持たせながら修 正・強化する視点で調整するものとします。

< 3ページ>

4. 公共交通を取り巻く環境の変化

 $(1) \sim (3)$

【本文変更なし】

(4) 高知市交通基本計画

交通基本計画は、交通を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、環 築、市民、事業者、行政がともに支え合う仕組みの実現を図ることで、交通 全般についてめざすべき将来像の実現に寄与することを目的に策定していま す。

計画区域:高知市全域

計画期間: 2012 (平成24) 年度から2031 (令和13) 年度まで20年間

計画対象:交通全般(自動車交通、公共交通、徒歩・自転車交通)

計画の構成~基本方針・施策

【本文変更なし】

< 8ページ>

(5) 高知市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、市町村が長期的・総合的な視点から地域特性 を踏まえ、住民の意見を反映しながら、都市の将来像と実現に向けた道筋を

< 3ページ>

4. 公共交通を取り巻く環境の変化

 $(1) \sim (3)$

【本文変更なし】

(4) 高知市交通基本計画

交通基本計画は、交通を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、環 境にやさしい交通への転換、市民のニーズに即した持続可能な交通体系の構一境にやさしい交通への転換、市民のニーズに即した持続可能な交通体系の構 築、市民、事業者、行政がともに支え合う仕組みの実現を図ることで、交通 全般についてめざすべき将来像の実現に寄与することを目的に策定していま す。

計画区域:高知市全域

計画期間:2012 (平成24) 年度から2031 (平成43) 年度まで20年間

計画対象:交通全般(自動車交通、公共交通、徒歩・自転車交通)

計画の構成~基本方針・施策

【本文変更なし】

< 8ページ>

(5) 高知市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、市町村が長期的・総合的な視点から地域特性 を踏まえ、住民の意見を反映しながら、都市の将来像と実現に向けた道筋を 明らかにする「市町村の定める都市計画についての指針」となるもので、持一明らかにする「市町村の定める都市計画についての指針」となるもので、持 続可能な集約型都市構造を将来の都市構造に掲げ、その実現に向けた土地利用、都市防災、交通体系の方針などを示しています。

計画区域:高知市全域

計画期間: 2014 (平成 26) 年度から 2030 (令和 12) 年度まで17年間

計画の構成~交通体系の方針図

【本文変更なし】

<10ページ>

第1章 本市の現況

【本文変更なし】

<15ページ>

第2章 本市の地域公共交通の現状及び課題

【本文変更なし】

<16ページ>

2. 地域公共交通網

本市の地域公共交通網は、鉄道、路面電車、路線バス及び乗合タクシーにより形成されています。

鉄道は、JR土讃線が高知市中心部を東西に貫き、周辺の都市間を結ぶ広域交通の主軸となっています。

続可能な集約型都市構造を将来の都市構造に掲げ、その実現に向けた土地利用、都市防災、交通体系の方針などを示しています。

計画区域:高知市全域

計画期間: 2014 (平成 26) 年度から 2030 (平成 42) 年度まで17年間

計画の構成~交通体系の方針図

【本文変更なし】

<10ページ>

第1章 本市の現況

【本文変更なし】

<15ページ>

第2章 本市の地域公共交通の現状及び課題

【本文変更なし】

<16ページ>

2. 地域公共交通網

本市の地域公共交通網は、鉄道、路面電車、路線バス及び乗合タクシーにより形成されています。

鉄道は、JR土讃線が高知市中心部を東西に貫き、周辺の都市間を結ぶ広域交通の主軸となっています。

路面電車は、はりまや橋を中心に東西軸(伊野線、ごめん線)と南北軸(桟橋線)が交差し全長 25.3km の軌道は、近隣市町を結ぶ交通軸として機能しています。

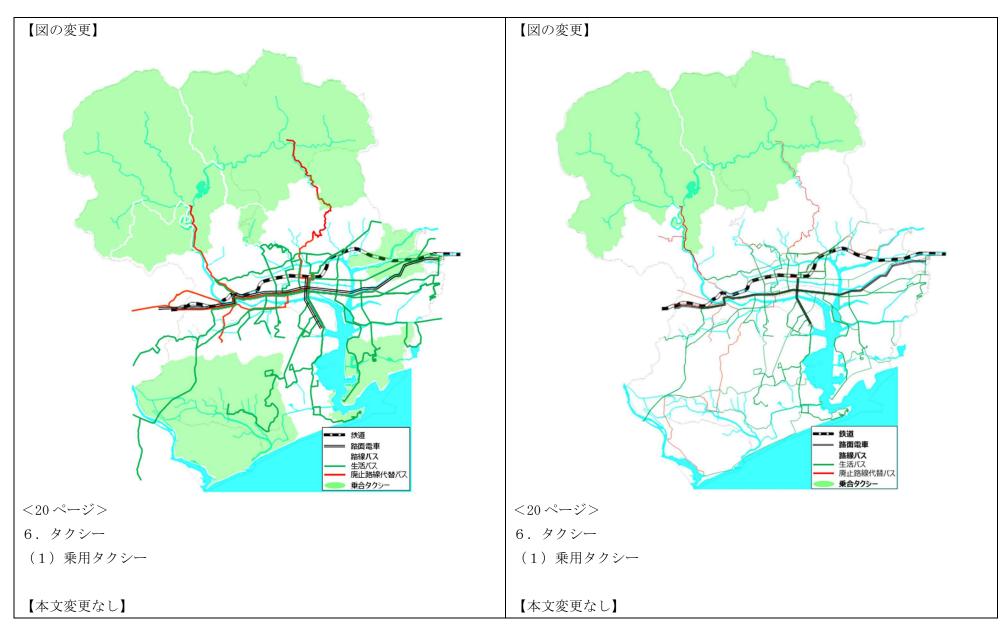
路線バスは、高知市中心部から放射状に広がる道路網に沿って路線が形成されており、その多くは高知市内の運行ですが、安芸市や<u>嶺北地域</u>と高知市を結ぶ長距離路線なども見られます。

乗合タクシーは、利用者が極端に少ない<u>市周辺部や</u>過疎地などで、地域特性や地域住民の合意形成が得られた 地域に導入しています。

路面電車は、はりまや橋を中心に東西軸(伊野線、ごめん線)と南北軸(桟橋線)が交差し全長 25.3km の軌道は、近隣市町を結ぶ交通軸として機能しています。

路線バスは、高知市中心部から放射状に広がる道路網に沿って路線が形成 されており、その多くは高知市内の運行ですが、安芸市や<u>須崎市</u>と高知市を 結ぶ長距離路線なども見られます。

乗合タクシーは、利用者が極端に少ない<u></u>過疎地などで、地域特性や地域住民の合意形成が得られた鏡・土佐山地域に導入しています。



(2) 乗合タクシー

主に市周辺部や過疎地など過疎化・高齢化の進行が顕著な地域においては、 地域特性や地域住民の需要に即した公共交通として「デマンド型乗合タクシー」を運行しています。

以下のとおり、平成 24 年から平成 30 年にかけて運行地域が拡大し、利用 者も増え、地域の公共交通として定着してきています。

乗合タクシーの概要【表の変更】

導入 時期	地域	愛称	運行 タイプ	運行事業者
H24.10	鏡	愛あい号	エリア型	(有) さくらハイヤー
	土佐山	かわせみ号	エリア型	(株)第二さくら交通
H28.10	春野	はるちゃん号・しおかぜ号	路線型	(有)第一さくら交通
H29.10	競 土佐山 春野 はるち 行川 円行寺 御畳瀬・浦戸 みる 三里 大津・一宮	ほたる号	エリア型	(有)福井タクシー
	円行寺	かわせみ号	路線型	(株)第二さくら交通
	御畳瀬・浦戸	みませ号・うらど号	路線型	土佐ハイヤー(株)
H30.10	三里	三里レッド号	路線型	
	大津・一宮	医大病院乗合タクシー 美術館通線・一宮線	路線型	(株)第二さくら交通
	久重	かわせみ号	路線型	

※令和3年3月時点

(2) 乗合タクシー

鏡、土佐山地域は、谷筋の狭隘な道路に沿って集落が点在し、路線バスの運行が困難な地域です。両地域は、高齢化の進展等により公共交通の必要性が増していることから、地域住民の需要に即した公共交通として、「デマンド型乗合タクシー」を平成24年10月から実証運行し、平成25年10月から本格運行へと移行しています。

両地域ともに、実証運行からは 1.7~2.0 倍程度に利用者が増え、地域の公 共交通として定着してきています。

乗合タクシーの概要【表の変更】

	鏡地域 (愛あい号)	土佐山地域 (かわせみ号)						
運行事業者	有限会社さくらハイヤー	有限会社第二さくら交通						
運行態様	区域運行	区域運行						
運行形態	デマンド運行	デマンド運行						
使用車両	セダン型タクシー(小型)	セダン型タクシー (小型)						
運行日	月~土(日祝・年末年始除く)	月~土(日祝・年末年始除く)						
運行便数	<地域内運行便>	<地域内運行便> <地域外接続便>						
	平日 上り4便 下り3便	平日 上り3便 下り3便 上り2便 下り2便						
	土曜 上り3便 下り3便	土曜 上り3便 下り3便 上り2便 下り2便						
運賃	大人 300 円	大人 300 円 大人 400 円						

※平成 27 年 12 月時点

(A) 利用者数 3,500 利用者数 2,500 1,500 1,000 500

<24ページ>

第3章 課題解決に向けた取り組み

1. 地域公共交通網形成計画の概要

これまでは、民間の交通事業者が中心となって、地域の公共交通を支えてきましたが、交通政策基本法の制定や、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律改正の趣旨に加え、高知県、本市を含む沿線 12 市町村の出資により、とさでん交通株式会社が設立されるなど、本市の公共交通を取り巻く環境は大きく変化しています。

これらの背景を踏まえ、高知市が中心となって、関係者の合意の下、まちづくりの観点も踏まえた「高知市地域公共交通網形成計画」を策定し、将来にわたって持続可能な地域公共交通網を構築していきます。

名 称 : 高知市地域公共交通網形成計画

<24ページ>

第3章 課題解決に向けた取り組み

1. 地域公共交通網形成計画の概要

これまでは、民間の交通事業者が中心となって、地域の公共交通を支えてきましたが、交通政策基本法の制定や、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律改正の趣旨に加え、高知県、本市を含む沿線 12 市町村の出資により、とさでん交通株式会社が設立されるなど、本市の公共交通を取り巻く環境は大きく変化しています。

これらの背景を踏まえ、高知市が中心となって、関係者の合意の下、まちづくりの観点も踏まえた「高知市地域公共交通網形成計画」を策定し、将来にわたって持続可能な地域公共交通網を構築していきます。

名 称 : 高知市地域公共交通網形成計画

策定主体 : 高知市

計画区域 : 高知市全域

計画期間 : 2016 (平成28) 年度から2021 (令和3) 年度まで6年間

計画対象 : 公共交通機関全般(鉄道・路面電車・路線バス・乗合

タクシー)

基本方針: 市民とともに公共交通を守り・育て・支え合う

にぎわいあふれる交通ネットワークの構築

計画の構成 :【変更なし】

<25ページ>

2. めざすべき地域公共交通網

 $(1) \sim (2)$

【本文変更なし】

策定主体 : 高知市

計画区域 : 高知市全域

計画期間 : 2016 (平成 28) 年度から 2020 (平成 32) 年度まで 5 年間

計画対象 : 公共交通機関全般(鉄道・路面電車・路線バス・乗合

タクシー)

基本方針: 市民とともに公共交通を守り・育て・支え合う

にぎわいあふれる交通ネットワークの構築

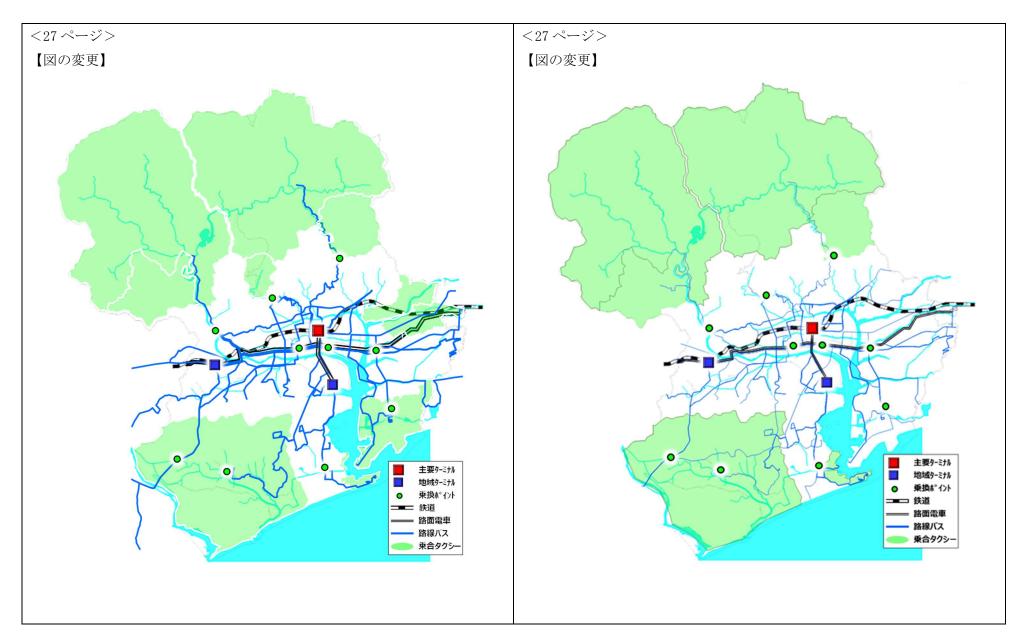
計画の構成 :【変更なし】

<25ページ>

2. めざすべき地域公共交通網

 $(1) \sim (2)$

【本文変更なし】



<28ページ> <28ページ> 3. 基本方針及び目標等 3. 基本方針及び目標等 めざすべき地域公共交通網を構築するため、下に示す「基本方針」と「目 めざすべき地域公共交通網を構築するため、下に示す「基本方針」と「目 標」を掲げ、「施策」と「事業」を実施していきます。 標」を掲げ、「施策」と「事業」を実施していきます。 基本 市民とともに 公共交通を守り・育て・支えあう 基本 市民とともに 公共交通を守り・育て・支えあう 方針 方針 にぎわいあふれる交通ネットワークの構築 にぎわいあふれる交通ネットワークの構築 1 地域公共交通の総合的なネットワークの構築【 交通体系 】 1 地域公共交通の総合的なネットワークの構築 【 交通体系 】 2 利用者ニーズに即した公共交通サービスの提供【利便性・快適性】 2 利用者ニーズに即した公共交通サービスの提供【利便性・快適性】 目標 3 すべての人が利用できる公共交通環境の形成【交通弱者対策】 3 すべての人が利用できる公共交通環境の形成【交通弱者対策】 4 事業者・行政・市民の積極的な利用促進【 利用促進 】 4 事業者・行政・市民の積極的な利用促進 【 利用促進】 1 総合的な地域公共交通ネットワークの再編 1 総合的な地域公共交通ネットワークの再編 2 交通結節機能の強化 2 交通結節機能の強化 【削除】 3 地域内交通の導入 3 利便性の高い運行サービスの提供 4 利便性の高い運行サービスの提供 施策 4 サイクルアンドライド・パークアンドライドの推進 5 サイクルアンドライド・パークアンドライドの推進 5 生活交通の確保・維持 6 生活交通の確保・維持 6 バリアフリー化の推進 7 バリアフリー化の推進 7 利用促進・広報活動の実施 8 利用促進・広報活動の実施 1 地域公共交通体系の形成 1 地域公共交通体系の形成 事業 2 バス路線の再編 2 バス路線の再編

- 3 鉄道を活用した広域幹線の機能強化
- 4 中央バスターミナル機能の強化
- 5 乗換ポイントの整備
- 【削除】
- 【削除】
- 【削除】
- 【削除】
- 6 運行ダイヤ・運行便数・運賃等の見直し
- 7 サイクルアンドライドの推進
- 8 パークアンドライドの推進
- 9 バス路線の確保・維持
- 10 乗合タクシーの確保・維持
- 11 バス停・電停等の利用環境の改善
- 12 バス・電車車両の改善
- 13 「ですか」による多様なサービスの提供
- 14 分かりやすい情報サービスの提供
- 15 イベント等における広報活動

- 3 鉄道を活用した広域幹線の機能強化
- 4 中央バスターミナル機能の強化
- 5 乗換ポイントの整備
- 6 春野の地域内交通の導入
- 7 重倉・久礼野の地域内交通の導入
- 8 行川の地域内交通の導入
- 9 御畳瀬・浦戸の地域内交通の導入
- 10 運行ダイヤ・運行便数・運賃等の見直し
- 11 サイクルアンドライドの推進
- 12 パークアンドライドの推進
- 13 バス路線の確保・維持
- 14 乗合タクシーの確保・維持
- 15 バス停・電停等の利用環境の改善
- 16 バス・電車車両の改善
- 17 「ですか」による多様なサービスの提供
- 18 分かりやすい情報サービスの提供
- 19 イベント等における広報活動



めざすべき地域公共交通網の構築

めざすべき地域公共交通網の構築

<29ページ>

4. 施策及び事業

■目標1 地域公共交通の総合的なネットワークの構築【交通体系】

施策1	総合的な地域公共交通 ネットワークの再編	事業1 事業2 事業3	地域公共交通体系の形成 バス路線の再編 鉄道を活用した広域幹線の 機能強化
施策 2	交通結節機能の強化	事業 4 事業 5	中央バスターミナル機能の強化 乗換ポイントの整備
【削除】	_	【削除】	_

■目標2 利用者ニーズに即した公共交通サービスの提供【利便性・快適性】

施策 3	利便性の高い運行サー	事業6	運行ダイヤ・運行便数・運賃等
	ビスの提供		の見直し
施策 4	サイクルアント゛ライト゛・ ハ゜ークアン	事業7	サイクルアンドライドの推進
	ドライドの推進	事業8	パークアンドライドの推進

■目標3 すべての人が利用できる公共交通環境の形成【交通弱者対策】

宏华 F	上江六泽の 歴紀、	事業 9	バス路線の確保・維持
施策 5	生活交通の確保・維持	事業 10	乗合タクシーの確保・維持
		事業 11	バス停・電停等の利用環境の
施策 6	バリアフリー化の推進		改善
		事業 12	バス・電車車両の改善

<29ページ>

4. 施策及び事業

■目標1 地域公共交通の総合的なネットワークの構築【交通体系】

施1 総合的な地域公共交通 ネットワークの再編策	事業1 事業2 事業3	地域公共交通体系の形成 バス路線の再編 鉄道を活用した広域幹線の 機能強化
施策 2 交通結節機能の強化	事業 4 事業 5	中央バスターミナル機能の強化 乗換ポイントの整備
施策 3 地域内交通の導入	事業 6 事業 7 事業 8 事業 9	春野の地域内交通の導入 重倉・久礼野の地域内交通の導入 行川の地域内交通の導入 御畳瀬・浦戸の地域内交通の導入

■目標2 利用者ニーズに即した公共交通サービスの提供【利便性・快適性】

施策 4	利便性の高い運行サー	事業 10	運行ダイヤ・運行便数・運賃等
	ビスの提供		の見直し
施策 5	サイクルアント゛ライト゛・ ハ゜ ークアン	事業 11	サイクルアンドライドの推進
	ドライドの推進	事業 12	パークアンドライドの推進

■目標3 すべての人が利用できる公共交通環境の形成【交通弱者対策】

歩竿 G	上汗六泽の 佐児・維持	事業 13	バス路線の確保・維持
施策 6	生活交通の確保・維持	事業 14	乗合タクシーの確保・維持
		事業 15	バス停・電停等の利用環境の
施策 7	バリアフリー化の推進		改善
		事業 16	バス・電車車両の改善

■目標4 事業者、行政、市民の積極的な利用促進【利用促進】

施策7 利用促進・広報活動の 実施 <u>事業 13</u> 「ですか」による多様な サービスの提供

<u>事業 14</u> 分かりやすい情報サービス の提供

事業 15 イベント等における広報活動

<30ページ~32ページ>

【本文変更なし】

<33ページ>

■施策1 実施主体と計画期間

事業		実施主体 (役割分担)					計画期間					
					関係							
		高知市	事業者	住民	行政	H28	H29	Н30	<u>R1</u>	<u>R2</u>	<u>R3</u>	
					機関							
1	地域公共交通体系の形成	•	•	•	•							
2	バス路線の再編	•	•	•	•							
3	鉄道を活用した広域幹線											
	の機能強化											

■目標4 事業者、行政、市民の積極的な利用促進【利用促進】

施策8 利用促進・広報活動の 実施

<u>事業 17</u> 「ですか」による多様なサ ービスの提供

<u>事業 18</u> 分かりやすい情報サービス の提供

事業 19 イベント等における広報活動

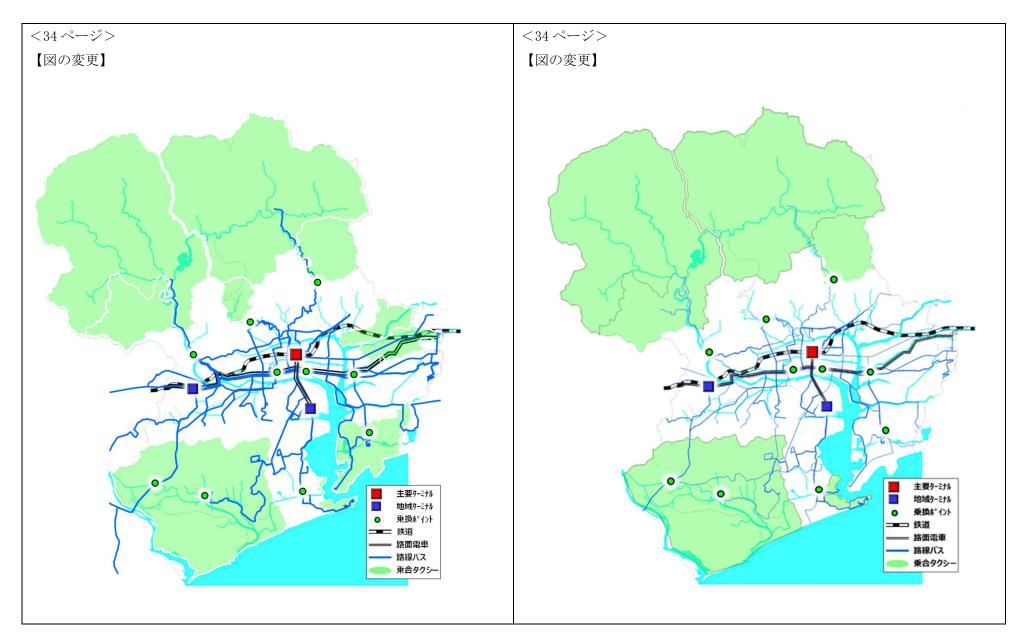
<30ページ~32ページ>

【本文変更なし】

<33ページ>

■施策1 実施主体と計画期間

		実施主体(役割分担)					計画期間				
中水					関係						
	事業		事業者	住民	行政	H28	H29	Н30	<u>H31</u>	<u>H32</u>	
					機関						
1	地域公共交通体系の形成	•	•	•	•						
2	バス路線の再編	•	•	•	•						
3	鉄道を活用した広域幹線										
	の機能強化	•	•								



<36ページ>

【本文変更なし】

<37ページ>

■施策2 実施主体と計画期間

		実施主体 (役割分担)				計画期間					
	事業				関係						
			事業者	住民	行政	H28	H29	H30	<u>R1</u>	<u>R2</u>	<u>R3</u>
					機関						
1	中央バスターミナル機能										
	の強化										
2	乗換ポイントの整備	•	•								

<_【削除】_>

【削除】

<36ページ>

【本文変更なし】

<37ページ>

■施策2 実施主体と計画期間

事業		実施主体(役割分担)				計画期間				
					関係					
		高知市	事業者	住民	行政	H28	H29	Н30	<u>H31</u>	<u>H32</u>
					機関					
1	中央バスターミナル機能									
	の強化									
2	乗換ポイントの整備	•	•							

<38 ページ~39 ページ>

施策3 地域内交通の導入

<38ページ>

施策3 利便性の高い運行サービスの提供

事業6 運行ダイヤ・運行便数・運賃等の見直し

運行ダイヤ・運行便数・運賃等の見直しは、地域公共交通網の再編と同じ く重要な要因となることから、地域特性や IC データによる利用状況などを把 握し、利用者目線から見直しすることで使い勝手のよいものとなります。

■施策3 実施主体と計画期間

·												
		実施主体(役割分担)				計画期間						
	本 **				関係							
	事業	高知市	事業者	住民	行政	H28	H29	Н30	<u>R1</u>	<u>R2</u>	<u>R3</u>	
					機関							
	6 運行ダイヤ・運行便数・											
	運賃等の見直し											

<<u>39 ページ</u>>

施策4 サイクルアンドライド・パークアンドライドの推進

■事業7 サイクルアンドライドの推進

【本文変更なし】

<40 ページ>

施策4 利便性の高い運行サービスの提供

事業 10 運行ダイヤ・運行便数・運賃等の見直し

運行ダイヤ・運行便数・運賃等の見直しは、地域公共交通網の再編と同じく重要な要因であり、地域特性や IC データによる利用状況などを把握し、利用者目線から見直しすることで使い勝手のよいものとなります。

特に、新しく地域公共交通を導入する際には、IC データだけでなく、30 日間の乗降調査や住民アンケートのほか住民説明会を実施し、地域住民とともに考え、地域のニーズを反映した利便性の高い運行サービスを提供します。

■施策4 実施主体と計画期間

	実施主体(役割分担)					計画期間					
事業	高知市	事業者	住民	関係 行政 機関	H28	Н29	Н30	<u>H31</u>	<u>H32</u>		
10 運賃等の見直し	•	•	•	•							

<<u>41ページ</u>>

施策5 サイクルアンドライド・パークアンドライドの推進

■事業11 サイクルアンドライドの推進

【本文変更なし】

<40ページ>

■事業8 パークアンドライドの推進

【本文変更なし】

■施策4 実施主体と計画期間

	実施主体 (役割分担)					計画期間						
事業				関係								
尹未	高知市	事業者	住民	行政	H28	H29	Н30	<u>R1</u>	<u>R2</u>	<u>R3</u>		
				機関								
7 サイクルアンドライドの												
推進												
8 パークアンドライドの												
推進												

<41ページ>

施策 5 生活交通の確保・維持

■事業9 バス路線の確保維持

【本文変更なし】

■事業10 乗合タクシーの確保維持

現在の運行事業者	運行補助に係る主な要件
(有)さくらハイヤー	・市周辺部や過疎地など主に「市街化調整区域や都市計画
<u>(株)</u> 第二さくら交通	区域外」で、過疎化・高齢化の進行が顕著な地域を運行
(有)第一さくら交通	・バスが運行している地域では、利用が極端に少なく、利
(有) 福井タクシー	用者なしの便数が過半数を超え、地域住民の合意形成が
土佐ハイヤー (株)	図れた地域を運行

<42ページ>

■事業12 パークアンドライドの推進

【本文変更なし】

■施策5 実施主体と計画期間

	実加	実施主体(役割分担)					計画期間					
事業				関係								
尹未	高知市	事業者	住民	行政	H28	H29	H30	<u>H31</u>	<u>H32</u>			
				機関								
<u>11</u> サイクルアンドライドの												
推進												
<u>12</u> パークアンドライドの												
推進												

<43 ページ>

施策6 生活交通の確保・維持

■事業 13 バス路線の確保維持

【本文変更なし】

■事業14 乗合タクシーの確保維持

現在の運行事業者	運行補助に係る主な要件
(有)さくらハイヤー	・市周辺部や過疎地など主に「市街化調整区域や都市計画
<u>(有)</u> 第二さくら交通	区域外」で、過疎化・高齢化の進行が顕著な地域を運行
	・バスが運行している地域では、利用が極端に少なく、利

公共交通の利用が不便な地域において、地域住民の最低限の移動手段を確保するため、乗合タクシーに対し、補助金を交付することにより地域公共交通を確保・維持します。

<42ページ>

(参考) バス路線の区間廃止について

【本文変更なし】

■施策5 実施主体と計画期間

		実施主体(役割分担)					計画期間						
	事業				関係								
	7.7	高知市	事業者	住民	行政	H28	H29	H30	<u>R1</u>	<u>R2</u>	<u>R3</u>		
					機関								
	バス路線の確保・維持												
9		•			•								
10	乗合タクシーの確保・	_	_	_	_								
	維持	•			•								

<43ページ>

施策6 バリアフリー化の推進

■事業 11 バス停・電停等の利用環境の改善

【本文変更なし】

用者なしの便数が過半数を超え、地域住民の合意形成が 図れた地域を運行

公共交通の利用が不便な地域において、地域住民の最低限の移動手段を確保するため、乗合タクシーに対し、補助金を交付することにより地域公共交通を確保・維持します。

<44ページ>

(参考) バス路線に区間廃止について

【本文変更なし】

■施策6 実施主体と計画期間

		実施主体(役割分担)					計画期間					
事業		高知市	事業者	住民	関係 行政 機関	H28	Н29	Н30	<u>H31</u>	<u>H32</u>		
					1成民							
<u>13</u>	バス路線の確保・維持	•	•	•	•							
14	乗合タクシーの確保・											
	維持			•	•							

<45ページ>

施策7 バリアフリー化の推進

■事業 15 バス停・電停等の利用環境の改善

【本文変更なし】

<44ページ>

■事業 12 バス・電車車両の改善

【本文変更なし】

施策6 実施主体と計画期間

	事業	実施主体(役割分担)					計画期間						
		高知市	事業者	住民	関係 行政	H28	H29	Н30	<u>R1</u>	<u>R2</u>	<u>R3</u>		
					機関								
11	バス停・電停等の												
	利用環境の改善												
12	バス・電車車両の												
	利用環境の改善												

<45ページ>

施策 7 利用促進・広報活動の実施

■事業13 「ですか」による多様なサービスの提供

【本文変更なし】

■事業14 分かりやすい情報サービスの提供

【本文変更なし】

<<u>46 ページ</u>>

■事業 16 バス・電車車両の改善

【本文変更なし】

施策7 実施主体と計画期間

		実施	実施主体 (役割分担)					計画期間					
事業					関係								
		高知市	事業者	住民	行政	H28	H29	H30	<u>H31</u>	<u>H32</u>			
					機関								
<u>15</u>	バス停・電停等の												
	利用環境の改善												
16	バス・電車車両の												
	利用環境の改善												

<<u>47 ページ</u>>

施策8 利用促進。広報活動の実施

■事業17 「ですか」による多様なサービスの提供

【本文変更なし】

■事業 18 分かりやすい情報サービスの提供

【本文変更なし】

<46ページ>

■事業 15 イベント等における広報活動

【本文変更なし】

高知市公共交通政策検討会

公共交通をもっと多くの市民に利用してもらえるように、幅広い観点から 利用促進について協議する検討会を設置し、本市が取り組む利用促進策など 高知市公共交通政策検討会 をとりまとめました。

用促進策も併せて取り組みます。

■施策7 実施主体と計画期間

	実施主体(役割分担)					計画期間						
事業				関係								
尹未	高知市	事業者	住民	行政	H28	H29	Н30	<u>R1</u>	<u>R2</u>	<u>R3</u>		
				機関								
13 ですかによる多様な												
サービスの提供												
<u>14</u> 分かりやすい情報												
サービスの提供												
<u>15</u> イベント等における												
広報活動												

<48ページ>

■事業19 イベント等における広報活動

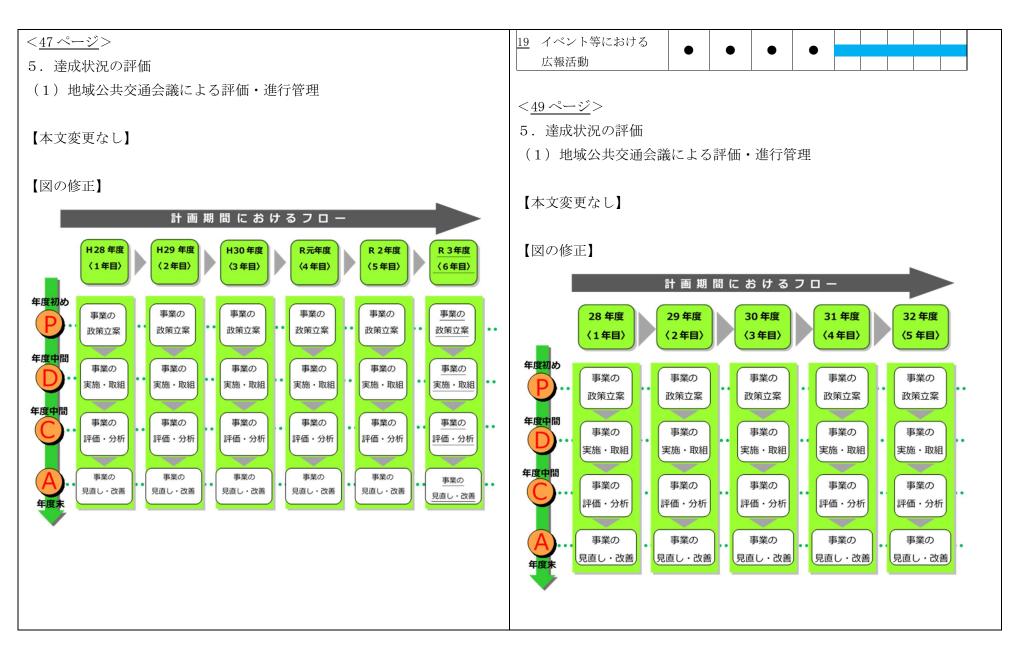
【本文変更なし】

公共交通をもっと多くの市民に利用してもらえるように、幅広い観点から 「施策7:利用促進・広報活動の実施」に加えて、当検討会で示された利 利用促進について協議する検討会を設置し、本市が取り組む利用促進策など をとりまとめました。

> 「施策8:利用促進・広報活動の実施」に加えて、当検討会で示された利 用促進策も併せて取り組みます。

■施策8 実施主体と計画期間

	実施主体(役割分担)					計画期間					
事業				関係							
	高知市	事業者	住民	行政	H28	H29	Н30	<u>H31</u>	<u>H32</u>		
				機関							
<u>17</u> ですかによる多様な											
サービスの提供											
<u>18</u> 分かりやすい情報											
サービスの提供											



<48ページ>

(2) 評価する事項

より良い地域公共交通を実現するためには、PDCA サイクルのうち、評価・ 分析「Check」することが特に重要な要因となります。

このため、本計画の達成状況を明確とするため、地域公共交通全体について (2)評価する事項 は現況値と目標値を設定し、個々の施策・事業については、下に示す項目を 定量的に評価・分析するなど進行管理していきます。

■地域公共交通の達成状況の指標

達成状況の指標		現況値 (初年度) <u>平成</u> 28 年度	目標値 (最終年度) <u>令和3年度</u>
ICカードですか	発行枚数	100,000 枚	135,000枚
路面電車	乗降者数 (<u>平成 26 年度</u>)	11,600 千人/年	10,850千人/人
路線バス	利用人数 (<u>平成 27 年度</u>)	7, 120 千人/年	6,745 千人/年
デマンド型乗合タクシー	利用人数 (<u>平成 27 年度</u>)	2, 343 人/年	32,000 人/年
_【削除】	_【削除】	【削除】	<u>【削除】</u>

<50ページ>

より良い地域公共交通を実現するためには、PDCAサイクルのうち、評価・ 分析「Check」することが特に重要な要因となります。

このため、本計画の達成状況を明確とするため、地域公共交通全体について は現況値と目標値を設定し、個々の施策・事業については、

下に示す項目を定量的に評価・分析するなど進行管理していきます。

■地域公共交通の達成状況の指標

達成状況の指標		現況値 (初年度) <u>28 年度</u>	目標値 (最終年度) <u>32 年度</u>
I Cカードですか	発行枚数	100,000 枚	128,000 枚
路面電車	乗降者数(<u>26 年度</u>)	11,600 千人/年	10,900 千人/年
路線バス	利用人数(27 年度)	7, 120 千人/年	6,770千人/年
デマンド型乗合タクシー	利用人数(<u>27 年度</u>)	2, 343 人/年	5,800 人/年

■目標1 地域公共交通の総合的なネットワークの構築【交通体系】

	評価・分析項目
施策1 総合的な地域公共交通ネットワークの再編 事業1 地域公共交通体系の形成 事業2 バス路線の再編 事業3 鉄道を活用した広域幹線の機能強化	・事業の効果・運行便数・系統数・路線延長・検討経過・会議開催状況 等
施策 2 交通結節機能の強化 事業 4 中央バスターミナル機能の強化 事業 5 乗換ポイントの整備	・事業の効果・整備箇所・検討経過等
【削除】	【削除】

<49ページ>

■目標2 利用者ニーズに即した公共交通サービスの提供【利便性・快適性】

	評価・分析項目
	・事業の効果
 施策3 利便性の高い運行サービスの提供	・ダイヤ見直し箇所
<u>事業6</u> 運行ダイヤ・運行便数・運賃等の見直し	・便数見直し箇所
	・運賃見直し箇所
	• 検討経過 等

高知市転入者・転出者	高知市に住んで不満だった点	転入者 38%	転入者 20%
アンケート調査業務報告書	第1位 交通の便が悪い	転出者 39%	転出者 20%

■目標1 地域公共交通の総合的なネットワークの構築【交通体系】

施策 1 総合的な地域公共交通ネットワークの再編 事業 1 地域公共交通体系の形成 事業 2 バス路線の再編 事業 3 鉄道を活用した広域幹線の機能強化 施策 2 交通結節機能の強化 事業 4 中央バスターミナル機能の強化 事業 5 乗換ポイントの整備	
施策 1 総合的な地域公共交通ネットワークの再編 事業 1 地域公共交通体系の形成 事業 2 バス路線の再編 事業 3 鉄道を活用した広域幹線の機能強化 施策 2 交通結節機能の強化 事業 4 中央バスターミナル機能の強化 事業 5 乗換ポイントの整備	評価・分析項目
事業4 中央バスターミナル機能の強化 事業5 乗換ポイントの整備 ・ ・ ・ ・	事業の効果 運行便数・系統数 路線延長 検討経過 会議開催状況 等
Ī	事業の効果 整備箇所 検討経過 等
施策3 地域内交通の導入 事業6 春野の地域内交通の導入 事業7 重倉・久礼野の地域内交通の導入 事業8 行川の地域内交通の導入 事業9 御畳瀬・浦戸の地域内交通の導入 ・ ・	事業の効果 利用者数 運行便数 運賃収入 運行補助額 アンケート 住民説明会 検討経過 等

<<u>51ページ</u>>

■目標2 利用者ニーズに即した公共交通サービスの提供【利便性・快適性】

		評価・分析項目
施策4	利便性の高い運行サービスの提供	・事業の効果

施策4	サイクルアンドライド・パークアンドライド		
<u> </u>		・事業の効果	
	の推進	• 整備箇所数	
事業7	サイクルアンドライドの推進	検討経過	等
事業8	_ パークアンドライドの推進	一次的程地	守

■目標3 すべての人が利用できる公共交通環境の形成【交通弱者対策】

	評価・分析項目
	・事業の効果
	・利用者数
施策5 生活交通の確保・維持	・運行便数・系統数
事業9 バス路線の確保・維持	・系統収支率
事業 10 乗合タクシーの確保・維持	・運行補助額
	・実車走行キロ
	検討経過 等
 施策 6 バリアフリー化の推進	・事業の効果
事業 11 バス停・電停等の利用環境の改善	・改善箇所数
事業 12 バス・電車車両の改善	・改善車両数
<u> </u>	検討経過 等

■目標4 事業者、行政、市民の積極的な利用促進【利用促進】

	評価・分析項目
施策7 利用促進・広報活動の実施	・事業の効果
事業13 「ですか」による多様なサービスの提供	・ですか発行枚数
事業 14 分かりやすい情報サービスの提供	・広報・周知活動状況
事業15 イベント等における広報活動	・イベント開催状況
	検討経過 等

<u>事業 10</u> 運行ダイヤ・運行便数・運賃等の見直し	・ダイヤ見直し箇所
	・便数見直し箇所
	・運賃見直し箇所
	• 検討経過 等
施策 5 サイクルアンドライド・パークアンドライド の推進事業 11 サイクルアンドライドの推進 事業 12 パークアンドライドの推進	事業の効果・整備箇所数・検討経過 等

■目標3 すべての人が利用できる公共交通環境の形成【交通弱者対策】

■自保5 すべての八が何川できる五六文地衆苑の形成【文地湖有内水】		
	評価・分析項目	
	・事業の効果	
	・利用者数	
施策6 生活交通の確保・維持	・運行便数・系統数	
事業 13 バス路線の確保・維持	・系統収支率	
事業 14 乗合タクシーの確保・維持	・運行補助額	
	・実車走行キロ	
	検討経過 等	
大笠フ ジリマコリ ルの光体	・事業の効果	
<u>施策 7</u> バリアフリー化の推進 <u>事業 15</u> バス停・電停等の利用環境の改善 <u>事業 16</u> バス 原本本 エのひぎ	・改善箇所数	
	・改善車両数	
<u>事業 16</u> バス・電車車両の改善	検討経過 等	

<<u>50 ページ</u>>

第4章 参考資料

1. 策定経過

【本文変更なし】

2. 変更経過【追加項目】

令和2年7月6日 令和2年度第1回高知市地域公共交通会議

・高知市地域公共交通網形成計画の変更について

令和3年2月1日 パブリック・コメント(市民意見提出制度)の実施

<u>~3月1日</u>

令和3年3月4日 令和2年度第2回高知市地域公共交通会議(書面開催)

~3月19日 ・ 高知市地域交通計画の変更 (最終案) について

令和3年3月 高知市地域公共交通網形成計画の変更

3. 高知市地域公共交通会議設置要綱

第1条~第2条

【変更なし】

(組織)

第3条 交通会議は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する委員 20人以内をもって組織する。

■目標4 事業者、行政、市民の積極的な利用促進【利用促進】

施策 8 利用促進・広報活動の実施

<u>事業 17</u> 「ですか」による多様なサービスの提供 事業 18 分かりやすい情報サービスの提供

事業 19 イベント等における広報活動

評価・分析項目

・事業の効果

・ですか発行枚数

・広報・周知活動状況

・イベント開催状況

• 検討経過

<52ページ>

第4章 参考資料

1. 策定経過

【本文変更なし】

2. 高知市地域公共交通会議設置要綱

- (1) 学識経験者
- (2) 関係する公共交通事業者及びその組織する団体等の代表者又はその指名する者
- (3) 市民又は地域公共交通を利用する者の代表
- (4) 国土交通省四国運輸局高知運輸支局長又はその指名する者
- (5) 高知県中山間振興・交通部長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (7) 高知県警察本部交通部長又はその指名する者
- (8) 国道、県道及び市道の道路管理者又はその指名する者
- (9) 高知市長が指名するその職員
- (10) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める者

第4条~第9条

【変更なし】

(庶務)

第 10 条

交通会議の庶務は、市民協働部くらし・交通安全課において処理する。

第11条

【変更なし】

第1条~第2条

【変更なし】

(組織)

第3条 交通会議は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する委員 22 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係する公共交通事業者及びその組織する団体等の代表者又はその指名する者
- (3) 市民又は地域公共交通を利用する者の代表
- (4) 国土交通省四国運輸局高知運輸支局長又はその指名する者
- (5) 高知県の公共交通を担当する部署の長またはその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (7) 高知県警察本部交通部長又はその指名する者
- (8) 国道、県道及び市道の道路管理者又はその指名する者
- (9) 高知市長が指名するその職員
- (10) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める者

第4条~第9条

【変更なし】

(庶務)

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

<u>附 則</u>

この要綱は、平成29年7月13日から施行し、この要綱による改正後の高知市地域公共交通会議設置要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。附則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

第10条

交通会議の庶務は、市民協働部交通政策課において処理する。

第11条

【変更なし】

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

<<u>53ページ</u>>

4. 高知市地域公共交通会議委員名簿【内容の修正】

	区分(要綱第3条)	所属機関・役職	氏	名
1	(1) 学識経験者	高知工科大学名誉教授 東北大学シニアリサーチフェロー	熊谷	靖彦
2		とさでん交通株式会社自動車戦略部長	伊藤	栄
3	(2)関係する公共交通事 業者及びその組織する団 体等	とさでん交通株式会社電車事業部長	近藤	寛
4		株式会社県交北部交通代表取締役	鈴木	憲二
5		四国旅客鉄道株式会社高知企画部長	田岡	弘久
6		高知市ハイヤー協同組合理事長	明石	健市
7	(3) 住民又は利用者の代 - 表	高知市老人クラブ連合会会長	三宮	尊良
8		高知市身体障害者連合会会長	中屋	圭二
9		高知市町内会連合会会長	長尾	達雄
10		NPO高知市民会議事務局長	池田	岡山
11		高知市旅館ホテル協同組合女性部部長	古谷	純代
12	(4) 国土交通省四国運輸	国土交通省四国運輸局高知運輸支局 輸送・監査部門首席運輸企画専門官	山本	圭
13	局高知運輸支局長又はそ の指名する者	国土交通省四国運輸局高知運輸支局 総務・企画観光部門首席運輸企画専門 官	出海	博史
14	(5) 高知県中山間振興・ 交通部長又はその指名す る者	高知県中山間振興・交通部副部長	前田	和彦

<<u>54 ページ</u>>

3. 高知市地域公共交通会議委員名簿

	区分(要綱第3条)	所属機関・役職	氏 名
1	学識経験者	高知工科大学地域交通基盤研究室教授	熊谷 靖彦
2	関係する公共交通事業者 及びその組織する団体等	とさでん交通株式会社運輸事業戦略部 電車事業推進課長	山本 孫久 (~H28. 3. 31)
2		とさでん交通株式会社電車業務部部長	近藤 寛久 (H28. 4. 1~)
3		とさでん交通株式会社運輸事業戦略部 乗合事業推進課長	伊藤 栄久 (~H28. 3. 31)
3	XU CV/MM , SUPT	とさでん交通株式会社運輸事業戦略部 部長	岡林 良尚 (H28.4.1~)
4	-	株式会社県交北部交通代表取締役	戸田 政克
5		四国旅客鉄道株式会社高知企画部長	美馬 幹晃
6		株式会社ですか業務管理部長	内山 顕一

15	(6) 一般旅客自動車運送 事業者の事業用自動車の 運転者が組織する団体の 代表者又はその指名する 者	私鉄高知県連合会会長 (とさでん交通労働組合執行委員長)	白木 政行
16	(7) 高知県警察本部交通 部長又はその指名する者	高知県警察本部交通部参事官兼交通企 画課長	谷口 佳史
17		国土交通省四国地方整備局 土佐国道事務所副所長(管理)	原田豊
18	(8) 道路管理者又はその 指名する者	高知県土木部高知土木事務所 次長(技術総括)	坂田 仁八
19		高知市都市建設部長	岡﨑 晃
20	(9) 高知市長が指名する職員	高知市市民協働部長	谷脇 禎哉

	7		高知市ハイヤー協同組合理事長	明石 健市
	8		高知市老人クラブ連合会会長	西村 和彦
	9	10 住民又は利用者の代表	高知市身体障害者連合会会長	中屋 圭二
	10		高知市町内会連合会会長	鎌田 良耀
	11		NPO高知市民会議 (交通まちづくり部会)	内田 洋子
	12		高知市旅館ホテル協同組合女性部部長	古谷 純代
	13	国土交通省四国運輸局高	国土交通省四国運輸局高知運輸支局 輸送·監査部門首席運輸企画専門官	寺岡 昌人
	14	知運輸支局長又はその指 名する者	国土交通省四国運輸局高知運輸支局 総務企画部門首席運輸企画専門官	近藤 雅広
	15	高知県の公共交通を担当 する部署の長又はその指 名する者	産業振興推進部副部長 (交通運輸担当)	樋口 毅彦 (~H28.3.31) 西岡 幸生 (H28.4.1~)
	16	一般旅客自動車運送事業 者の事業用自動車の運転 者が組織する団体 の代表者又はその指名す る者	私鉄高知県連合会会長 (とさでん交通労働組合委員長代行)	松井 利廣
	17	高知県警察本部交通部長 又はその指名する者	高知県警察本部交通部参事官兼交通企画課長	山崎 洋仁 (~H28. 3. 21) 原田 哲久 (H28. 3. 22~)
	18	道路管理者又はその指名 する者	国土交通省四国地方整備局土佐国道事 務所副所長(管理)	田島 基彦

<54ページ>

<u>5</u>. 用語説明

【本文変更なし】

<奥付>

高知市地域公共交通網形成計画

発行月: 令和3年4月

発 行:高知市

編 集:高知市 市民協働部 くらし・交通安全課

高知市本町五丁目1番45号

TEL 088-823-9487 FAX 088-823-7858

				坂田 章久
	19		高知県土木部高知土木事務所次長(技	(∼H28. 3. 31)
			術総括)	山本 寿幸
				(H28. 4. 1∼)
	20		高知市都市建設部長	清水 博久
				坂本 導昭
	21	高知市長が指名する職員	 高知市市民協働部長	(∼H28. 3. 31)
	21	国等になる。日本の一般は		神﨑 修久
				(H28.4.1∼)

<<u>55ページ</u>>

4. 用語説明

【本文変更なし】

<奥付>

高知市地域公共交通網形成計画

発行月: 平成 28 年 6 月

発 行:高知市

編 集:高知市 市民協働部 交通政策課

高知市鷹匠町二丁目 1番43号

TEL 088-823-9487 FAX 088-823-7858